

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	安芸高田市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/soumu_soumu2/mynumber_dokujiry">http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/soumu_soumu2/mynumber_dokujiry</a>

執行機関名 安芸高田市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第104号)による重度心身障害者の医療に要する費用の一部を支給する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年安芸高田市条例第22号)別表第1の2の項 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例(平成16年条例第104号)による重度心身障害者の医療に要する費用の一部を支給する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害者</u> に対し、医療費の一部を支給することにより <u>保健の向上</u> に寄与し、もって <u>重度心身障害者の福祉の増進</u> を図ることを目的とする
⑦独自利用事務の関連規範		安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例(平成16年条例第104号) 安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例施行規則(平成16年規則第74号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者医療費の支給を受けるための受給資格の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例)第3条第1項、第4条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請(前項各号に定める申請又は届出をいう。以下この項において同じ。)を行う受給者(安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第104号。以下「重度心身障害者医療費条例」という。)第3条第1項に規定する対象者をいう。以下この条において同じ。)、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又は扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として受給者の生計を維持する者をいう。以下同じ。)に係る住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号イ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第4条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	申請を行う受給者、配偶者又は扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号へ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	申請を行う受給者、配偶者又は扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ニ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	申請を行う受給者者に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例施行規則第7条から第10条まで
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の <u>変更に関する事務</u>	重度心身障害者医療費の受給資格の <u>変更に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号 イ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第4条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定の決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	申請を行う受給者、配偶者又は扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号 ロ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定の決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該変更に係る障害者(指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請(前項各号に定める申請又は届出をいう。以下この項において同じ。)を行う受給者(安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第104号。以下「重度心身障害者医療費条例」という。)第3条第1項に規定する対象者をいう。以下この条において同じ。)、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又は扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として受給者の生計を維持する者をいう。以下同じ。)に係る住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 2 号 ハ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	申請を行う受給者、配偶者又は扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例施行規則第3条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	重度心身障害者医療費の支給を受けるための受給資格の <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 口	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項、第4条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請(前項各号に定める申請又は届出をいう。以下この項において同じ。)を行う受給者(安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第104号。以下「重度心身障害者医療費条例」という。)第3条第1項に規定する対象者をいう。以下この条において同じ。)、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として受給者の生計を維持する者をいう。以下同じ。)に係る住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 イ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第4条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	申請を行う受給者、配偶者又は扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 へ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	申請を行う受給者、配偶者又は扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 4 号 ニ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第4条第3項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	申請を行う受給者者に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の <u>変更に関する事務</u>	重度心身障害者医療費の受給資格の <u>変更に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号 イ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第4条第3項
②情報提供者		市町村長
③提供を求める特定個人情報	(当該変更に係る障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る) 市町村民税に関する情報	申請を行う受給者、配偶者又は扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号 ロ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項、第4条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	(当該変更に係る障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る) 住民票に記載された住民票関係情報	申請(前項各号に定める申請又は届出をいう。以下この項において同じ。)を行う受給者(安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第104号。以下「重度心身障害者医療費条例」という。)第3条第1項に規定する対象者をいう。以下この条において同じ。)、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又は扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として受給者の生計を維持する者をいう。以下同じ。)に係る住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 5 号 ハ	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	(当該変更に係る障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る) 生活保護実施関係情報	申請を行う受給者、配偶者又は扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務

備考		
----	--	--

